

労働安全衛生規則第五百七十七條の二第三項の規定に基づき がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（厚生労働大臣告示）について（報告）

第151回安全衛生分科会資料

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

化学物質管理に係る専門家検討会（概要）

1 検討会の趣旨

今般、国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、**危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる**。さらに、**化学物質による休業4日以上**の労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）のうち、**特定化学物質障害予防規則等の特別則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが多数を占めている**。これらを踏まえ、従来、**特別則による規制の対象となっていない物質への対策の強化**を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充を前提として、**事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入することとしたところ**である。

この制度を円滑に運用するために、学識経験者からなる検討会を開催し、2に掲げる事項を検討する。

2 第1回検討会（R4.9.1）における検討事項

- 化学物質管理に係る専門家検討会の設置等について
- 濃度基準値の設定について
- **がん原性物質の対象範囲について**
- その他

3 がん原性物質の対象範囲について

第1回検討会において、2に掲げる検討事項のうち、がん原性物質の対象範囲について、次頁以降の内容で了承された。これを踏まえた告示案についてパブリックコメント（10月21日～11月19日）を行い、ご意見を踏まえて必要な修正を行った。

4 検討会の参集者

(全般に関する事項)	
大前 和幸	慶應義塾大学 名誉教授
尾崎 智	一般社団法人 日本化学工業協会 常務理事 環境安全 レスポンスブル・ケア推進 管掌
小野 真理子	独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター 化学物質情報管理部 特任研究員
城内 博	独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター長
高田 礼子	聖マリアンナ医科大学 医学部予防医学教室 主任教授
鷹屋 光俊	独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター ばく露評価研究部長
武林 亨	慶應義塾大学 医学部 衛生学 公衆衛生学教室 教授
平林 容子	国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター長
宮内 博幸	産業医科大学 作業環境計測制御学講座 教授
宮本 俊明	日本製鉄株式会社 東日本製鉄所 統括産業医
最川 隆由	一般社団法人 全国建設業協会 労働委員会 労働問題専門委員 西松建設株式会社 安全環境本部安全部長
(毒性に関する事項)	
上野 晋	産業医科大学 産業生態科学研究所 職業性中毒学研究室 教授
川本 俊弘	中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター所長
宮川 宗之	帝京大学 医療技術学部 スポーツ医療学科 教授
(ばく露防止対策に関する事項)	
津田 洋子	帝京大学大学院 公衆衛生学研究科 講師
保利 一	産業医科大学 名誉教授
山室 堅治	中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター 上席専門役

新たな化学物質規制におけるがん原性物質に関する規定

新たな化学物質規制において、厚生労働大臣が定める「がん原性物質」については、作業記録及び健康診断の結果等について30年間保存しなければならないとされている。

- 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）による改正後の労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「改正安衛則」という。）

第577条の2（令和5年4月1日施行）（令和6年4月1日以降は第577条の2第11項）

3 事業者は、次に掲げる事項（第三号については、がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（以下「がん原性物質」という。））を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に限る。）について、一年を超えない期間ごとに一回、定期的に、記録を作成し、当該記録を三年間（第二号（リスクアセスメント対象物のがん原性物質である場合に限る。）及び第三号については、三十年間）保存するとともに、第一号及び第四号の事項について、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に周知させなければならない。

一 第一項の規定により講じた措置の状況

二 リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者のリスクアセスメント対象物のばく露の状況

三 労働者の氏名、従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間並びにがん原性物質により著しく汚染される事態が生じたときはその概要及び事業者が講じた応急の措置の概要

四 前項の規定による関係労働者の意見の聴取状況

第577条の2（令和6年4月1日施行）

5 事業者は、前二項の健康診断（以下この条において「リスクアセスメント対象物健康診断」という。）を行つたときは、リスクアセスメント対象物健康診断の結果に基づき、リスクアセスメント対象物健康診断個人票（様式第二十四号の二）を作成し、これを五年間（リスクアセスメント対象物健康診断に係るリスクアセスメント対象物のがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（以下「がん原性物質」という。）である場合は、三十年間）保存しなければならない。

がん原性物質として記録の30年間保存を義務付ける範囲について①

新たな化学物質規制において、作業記録及び健康診断の結果等について30年間保存を義務付ける「がん原性物質」の範囲について、次のとおりとする。

○ 国によるGHS分類の結果、発がん性が区分1（区分1A又は区分1B）に分類されたものとする。

※ GHS (The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)

「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」の略称であり、国際的に推奨されている化学品の危険有害性の分類・表示方法を定めている。この分類方法に従って国が分類を実施した結果は、労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS等交付対象物質の選定に活用しているほか、事業者がラベル・SDS等を作成する際の参考情報として公表している。

発がん性については、以下の区分がある。

区分	判定分類基準
区分1	ヒトに対する発がん性が知られている又はおそらく発がん性がある。区分1への化学物質の分類は、疫学的データ又は動物データを基に行う。個々の化学物質は、更に区分1A又は区分1Bに区別してもよい。
区分1A	ヒトに対する発がん性が知られている化学物質。主としてヒトでの証拠によって区分1Aに分類する。
区分1B	ヒトに対して恐らく発がん性がある化学物質。主として動物での証拠によって区分1Bに分類する。
区分2	ヒトに対する発がん性が疑われる。

※ 上記区分以外の項目について

分類できない ー各種の情報源等を検討した結果、GHS分類の判断を行うためのデータが全くない場合

ーGHS分類を行うための十分な情報が得られなかった場合

区分に該当しない ーGHS分類を行うのに十分な情報が得られており、分類を行った結果、JISで規定する危険有害性区分のいずれの区分にも該当しない場合 など

がん原性物質として記録の30年間保存を義務付ける範囲について②

- **ただし、次に掲げるものについては、30年間保存を義務付ける対象から除外する。**
 - ① **エタノール**
IARC（国際がん研究機関）で「アルコール飲料としてヒトに発がん性がある」としてグループ1に分類されており、これを踏まえ国によるGHS分類では発がん性区分1Aとされているが、これはアルコール飲料として**経口摂取**した場合の健康有害性に基づくものである。これらを踏まえ、**業務として大量のエタノールを経口摂取することは通常想定されないこと**、疫学調査の文献からは業務起因性が不明であることから、対象から除外する。
 - ② **対象物質を臨時に取り扱う場合**
対象物質を臨時的に取り扱う場合であって、継続的なばく露が見込まれない場合は、ばく露量が少ないため、**当該物質による発がんのリスクは極めて低い**と考えられる。**特定化学物質障害予防規則**（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）の**特別管理物質**における作業記録の30年間保存も、「**常時作業に従事する労働者**」に適用を限定している。これらを踏まえ、対象物質を臨時に取り扱う場合は、対象から除外する。
- **労働安全衛生法第28条第3項に基づく指針（がん原性指針）の対象物質の扱いについて**
現在、がん原性指針に基づき、発がん性区分1以外の物質を含め、作業記録等の30年間保存を行政指導として勧奨している。
→ **発がん性区分1（1A及び1B）の物質は安衛則第577条の2の規定に基づく30年間保存の義務対象とし、その他の物質は引き続き30年間保存を勧奨する。**
※ がん原性指針の対象40物質中、区分1は35物質、その他は5物質

労働安全衛生規則第五百七十七條の二第三項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（告示事項）①

○対象物質

労働安全衛生規則第五百七十七條の二第三項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものは、次のとおりとする。

労働安全衛生規則第34條の2の7第1項第1号に規定するリスクアセスメント対象物のうち、国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分1に該当する物であって、令和3年3月31日までの間において当該区分に該当すると分類されたもの

ただし、以下のもの及び事業者が上記物質を臨時に取り扱う場合を除く

- ・エタノール
- ・特別管理物質※1

※1 特化則第38條の3に規定する特別管理物質をいう。

○施行期日等

公布日：令和4年12月（予定）

適用日：令和5年4月1日（注）

（注1）令和5年4月1日から適用される物質（約140物質）

（注2）令和6年4月1日から適用される物質（約80物質）：同日にリスクアセスメント対象物として追加※2される物質のうち、発がん性区分1に該当するもの

※2 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第51号）及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第25号）の施行により追加されるリスクアセスメント対象物

※3 がん原性物質の対象物質のリストは厚生労働省ホームページ等であらかじめ公表する予定。

※4 国によるGHS分類結果によって、発がん性区分1に該当するがん原性物質が追加・変更された場合、告示改正により、それら物質を順次追加していく。

労働安全衛生規則第五百七十七條の二第三項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（告示事項）②

○パブリックコメントを踏まえた修正

① GHS分類の実施時期とがん原性物質の対象となる時期について

原案では、GHS分類の時期が特定されておらず、例えば、既にリスクアセスメント対象物となっている物質について発がん性区分2から区分1へ分類変更が行われた場合には、分類時点で当該物質はがん原性物質の対象となり、十分な周知・猶予期間を設けられないという問題を避けるため、GHS分類を行った時期を明記することとした。

② 特化則との関係について

がん原性物質の中には、特化則において、「特別管理物質」として**作業記録簿等の記録**の30年間保存の義務がすでに規定されており、二重規制を避けるため、がん原性物質から特別管理物質を除くこととした。

なお、特別管理物質については、特化則第36条第3項において同項に掲げる物質の**空気中の濃度測定に係る記録**を30年間保存することを義務付けており、改正安衛則第577条の2第3項第2号と同旨の規定となっている。また、特化則第38条の4において改正安衛則第577条の2第3項第3号と同旨の**作業記録簿等の記録**の30年間保存、特化則第40条第2項において改正安衛則第577条の2第5項（令和6年4月1日施行）と同旨の**健康診断結果の記録**の30年間保存の規定が存在し、安衛則においてがん原性物質に求める規制内容と同等のものが特化則においてすでに義務付けられている。